

第5次さむかわ男女共同参画プラン いまここ！マップ

寒川町では、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を目指して、「第4次さむかわ男女共同参画プラン」を策定し、取組みを進めています。計画の最終年度を迎え、引き続き男女共同参画社会の実現に向け取り組むため「第5次さむかわ男女共同参画プラン（案）」の策定を進めています。

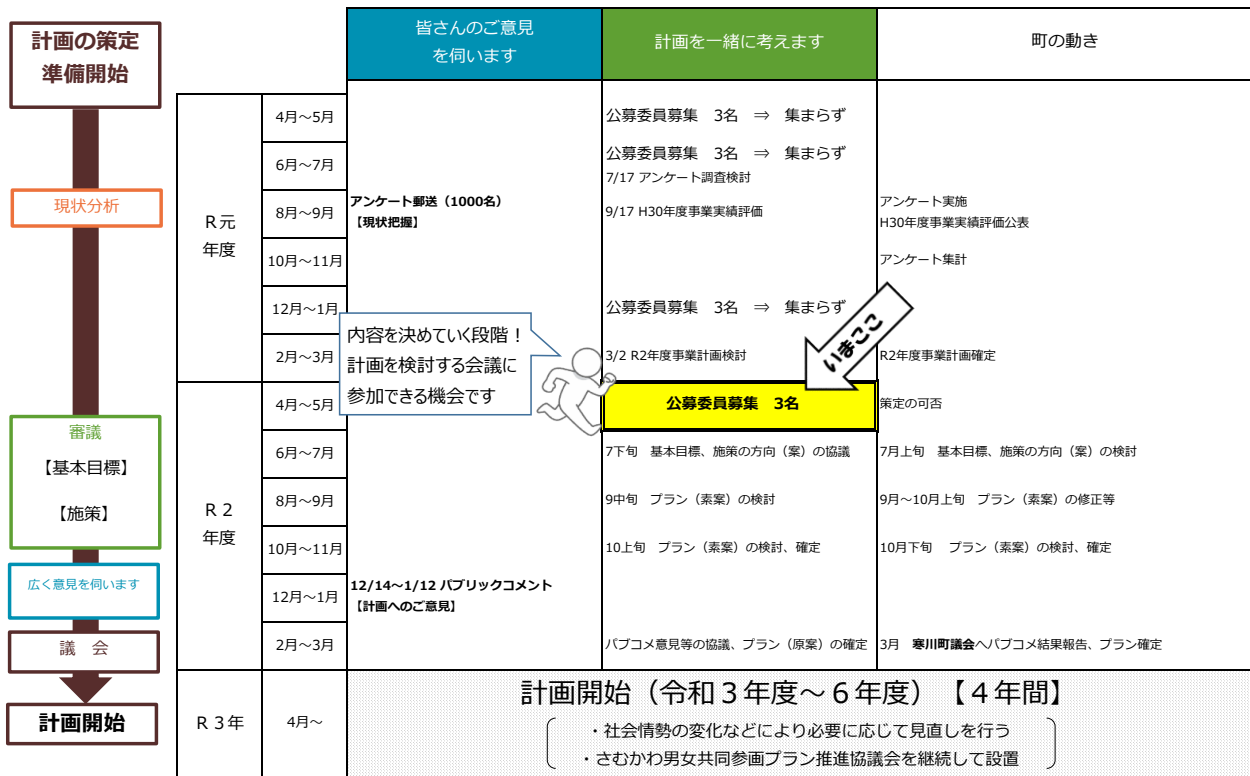
1、皆さんの意見が町の事業や計画に反映されます

皆さんの意見

今回使用する意見聴取の方法

- ・ アンケートの郵送（1,000名） … 対象：在住20歳以上の男女1,000名（無作為抽出）、期間：令和元年8月20日～9月17日
- ・ 審議会等の委員募集 … 公募委員3名を募集（欠員がある場合、1月、4月、7月、11月に募集）
- ・ パブリックコメント … 募集期間：令和2年12月14日～令和3年1月12日

いまここマップ ～ 今回の意見募集はこの段階 ～



2、計画の概要

＜計画の基本理念＞

寒川町では、「男女共同参画社会の形成」を基本理念とし、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくこと」が基本理念の実現につながるものと考えています。

＜基本的な考え方＞

基本理念実現のため、個人個人の意識向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みづくりが必要です。この計画では基本的な考え方を次の3つに整理し、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

- (1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

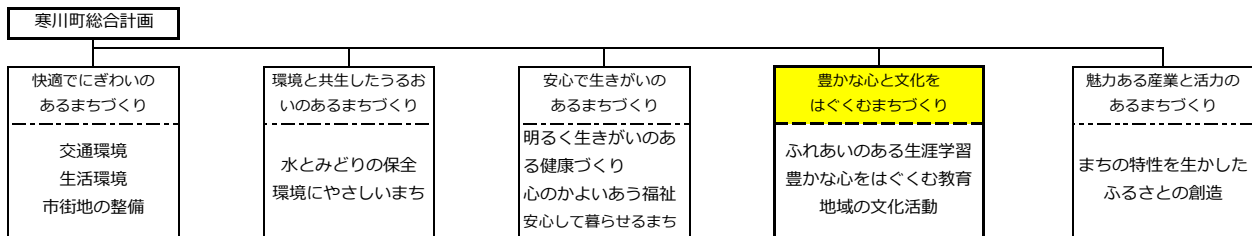
- (2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
- (3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

《基本目標》

基本理念に基づいて次の4つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

- I あらゆる分野での女性の活躍推進
- II 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶
- III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための環境づくり
- IV 男女共同参画社会への理解促進

3、総合計画上の位置づけ・根拠法令等



＜この計画の根拠となる法令等＞

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項
「市町村は、（中略）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項
「市町村は、（中略）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」

＜公募委員の根拠法令等＞

- ・寒川町自治基本条例第21条第1項
「町の執行機関は、審議会等の附属機関、協議会等の委員には、（中略）町民の公募による委員を加えるよう努めなければなりません。」
- ・寒川町審議会等の委員の公募に関する規則